

募集

国家公務員採用試験
「総合職及び一般職試験」

人事院では、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）及び一般職試験（大卒程度試験）を実施します。

申込みはインターネットからとなります。詳細については人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAVI）をご覧ください。

▼総合職試験
受験申込受付期間 3月26日～4月5日
一次試験日 4月25日

▼一般職試験
受験申込受付期間 4月2日～4月14日
一次試験日 6月13日

人事院東北事務局第二課試験係
022-221-2022



2021ミスビーチ
キャンペーンクルー

福島市のくだものとあなたの元気で全国にエールを届けませんか？

▼応募資格

- ① 18歳以上で、心身ともに健康な方（高校生は除く）
- ② 県内に居住又は在勤・在学し、福島市役所などに通勤可能な方
- ③ 年間20日以上くだものPR活動ができる方（特に7月から8月はPR活動が集中しますので、他の用件よりも優先して活動に専念できること）

▼募集人員

10名以内

▼応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、応募先へ持参又は郵送・FAXで応募ください。

※福島県くだもの消費拡大委員会ホームページからネット応募もできます。

▼応募先

〒960-8601
福島市五老内町3-1



029-7663

福島市役所農業振興課内
福島県くだもの消費拡大委員会事務局「キャンペーンクルー」担当
FAX 533-2725

▼応募締切

4月12日（日）正午必着

▼選考会

4月24日（日）（詳細は応募者に通知）

※感染症の状況により、映像による選考を行う場合があります。

▼賞

賞状、トロフィー、旅行券（10万円相当）、後援団体からの記念品

福島県くだもの消費拡大委員会事務局（福島市役所農業振興課）

のトラブルを避けるため、自動車を譲渡、廃車又は転居したときは3月31日まで最寄りの運輸支局などで手続きを済ませましょう。

▼登録手続き

東北運輸局福島運輸支局

050-5540-2015

▼自動車税に関すること

福島県東北地方振興局県

税務課第二課自動車税

チーム
521-2702

改正高年齢者雇用安定法が4月から施行

▼対象となる事業主

① 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主

② 65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主

▼対象となる措置

- 65歳までの雇用確保（義務）に加え、次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。（努力義務）
- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に次の事業に従事できる制度の導入

a 事業主が自ら実施する社会貢献事業
b 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業
画部門（雇用指導担当）
0534-4121（部門コード32#）



戸籍の窓口

1月21日～2月20日受付分
【本町窓口で受付した方で、町内に住所を有する方を掲載しています】

●おくりやみ申し上げます●

- 三の輪久美さん 84（第1）
- 佐藤 キヨさん 82（宮東）
- 赤坂 マサさん 85（山崎宮館）
- 後藤 義八さん 89（貝田）
- 佐久間イネ子さん 89（本町）
- 田口 良夫さん 83（石母田東）
- 斎藤 淳一さん 47（徳江北）
- 太田 久吉さん 94（国見の里）
- 吉田 タカさん 81（貝田）

掲載を希望されない方は、届出の際にお申し出ください。

人口と世帯

令和3年1月31日現在

※住民基本台帳人口

- 人口 8,799人（-17）
- 男 4,224人（-6）
- 女 4,575人（-11）
- 世帯 3,412世帯（-1）



元気に豆まきをする園児たち

マイナンバーカードをつくりましょう!!

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書の送付が昨年12月から順次開始しています。この機会にぜひ、作りましょう!!

■スマートフォンで簡単申請

- ① スマホで顔写真の撮影
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



※交付申請書をお持ちでない方は税務住民課窓口で再発行します。

■今月のマイナンバー申請・交付などの休日臨時窓口

3月28日（日） 午前9時～午後4時

◆問い合わせ 税務住民課戸籍係 ☎ 585-2115

広報くみに掲載された写真を希望する方は、総務課文書広報係 ☎ 585-2113 まで連絡ください。

お知らせ

自動車の登録（移転・変更・抹消）はお済みですか

自動車税種別割は、毎年4月1日現在で、車検証に記載されている「所有者」又は「使用者」に課税されます。

「所有していない自動車」の納税通知書が届いた「納税通知書が届かない」など



広告掲載

『広報くみに』をもっと身近に

スマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでも簡単に「広報くみに」を読むことができるよう、「マチイロ」「マイ広報紙」を導入しています。ぜひ利用ください。



ダウンロードはこちら /



ホームページにアクセス /